

個人情報ファイル簿（単票）

【市民課・戸籍担当】

個人情報ファイルの名称	戸籍の附票	
行政機関等の名称	米沢市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住所の履歴の管理	
記録項目	1 氏名、2 出生の年月日、3 男女の別、4 住所、 5 世帯主、6 住所を定めた日、7 戸籍の表示、 8 在外選挙人登録がある場合の登録地 9 住民票コード	
記録範囲	米沢市に本籍を定めた者	
記録情報の収集方法	住所届出、他市区町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 米沢市総務部総務課	
	(所在地) 〒992-8501 米沢市金池5丁目2番25号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等により戸籍附票情報を閲覧、取得できるものに制限あり。	

作成日（最終修正日）：令和6年7月31日